

様式コード						
2	2	4	3	0	0	7
届書コード						届書
2	4	3				

事務センター長 所	事務センター副 所長	事務センター長 課長	グループ長 課長	担当者

日・カナダ社会保障協定 厚生年金保険 適用証明書交付申請書

- ◎ ※欄は記入しないでください。
- ◎ この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。
- * 日・カナダ社会保障協定において適用調整されるカナダの年金制度は、カナダ年金制度(GPP)です。ケベック州独自の年金制度(QPP)の加入対象となる場合は、申請できません。
- カナダで加入対象となる制度を派遣される事業所等へあらかじめ確認願います。

令和 年 月 日提出

① 事業所の記号	② 被保険者整理番号	③ 生年月日 <input type="checkbox"/> 5. 昭和 <input type="checkbox"/> 7. 平成 <input type="checkbox"/> 9. 令和	㉞ 個人番号(または基礎年金番号)
④ 被保険者氏名 (フリガナ)		㉟ 性別 <input type="checkbox"/> 1. 男 <input type="checkbox"/> 2. 女	㉟ 日本国における被保険者住所 (フリガナ)
			㉟ 協定相手国 (カナダ) 007
㊦ 就労の形態			㉟ 協定条文該当区分
<input type="checkbox"/> 6.0. 日本国内の事業所からカナダ国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣される場合 (派遣直前6カ月間は日本の年金制度に加入している被保険者であり、派遣期間中も日本国内の事業所と雇用関係が継続する) (協定第5条2該当)			送信 ※ 6.0. 第5条2該当 6.2. 第5条6該当
<input type="checkbox"/> 6.2. 日本国内の事業所からカナダ国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣される場合 (派遣直前6カ月間は日本の年金制度に加入していない被保険者であるが、派遣期間中も日本国内の事業所と雇用関係が継続する) (協定第5条6該当) * 派遣開始前・終了後の雇用・居住(予定)状況を具体的に「備考」欄に記入してください。			
<input type="checkbox"/> 6.2. 上記以外でカナダ国内の事業所で就労するが、カナダの制度が適用されることにより不利益を被る場合(協定第5条6該当) * 「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。			
㉟ 就労の開始予定年月日 (西暦)年 月 日	㉟ 就労の終了予定年月日 (西暦)年 月 日		
㉟ カナダにおける事業所の名称 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。			
㉟ カナダにおける事業所の所在地 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。			
㉟ 適用証明書要否 ※ 0. 要 1. 否	㉟ 被保険者氏名 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。		
	姓	名	
備考			

裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。

受付日付印

事業所の所在地および名称	〒
	(所在地)
	(名称)
	(事業主氏名)
(電話)	()-()-()

社会保険労務士記載欄
氏名等

申請にあたっての留意点

この申請書は、厚生年金保険の被保険者が、次のいずれかに該当する場合に、その事業主が年金事務所に適用証明書の交付を申請するためのものです。

- a. 日本国内の事業所からカナダ国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣される場合
(派遣直前6カ月間は日本の年金制度に加入している被保険者であり、派遣期間中も日本国内の事業所と雇用関係が継続する)
(協定第5条2該当)
- b. 日本国内の事業所からカナダ国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣される場合
(派遣直前6カ月間は日本の年金制度に加入していない被保険者であるが、派遣期間中も日本国内の事業所と雇用関係が継続する)
(協定第5条6該当)
※派遣開始前・終了後の雇用・居住(予定)状況を具体的に「備考」欄に記入してください。
- c. 上記以外でカナダ国内の事業所で就労するが、カナダの制度が適用されることにより不利益を被る場合
(協定第5条6該当)
※「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。

なお、日・カナダ社会保障協定において適用調整されるカナダの年金制度は、カナダ年金制度(GPP)です。あらかじめ、カナダ国内の事業所等にカナダで加入対象となる制度をご確認願います(ケベック州における州独自の年金制度(QPP)の加入対象となる場合は申請できません)。

*ここでいう「適用証明書」とは、申請された就労に関して、社会保障協定に基づき日本の年金制度のみに加入する(カナダの年金制度の加入が免除される)根拠となる証明書です。

申請書を提出した後、適用証明書の交付前に、派遣が取り止めとなった場合や申請内容に変更があった場合は、取消または訂正の手続きが必要です。なお、行き違いで適用証明書が届いた場合、年金事務所に速やかに返却をお願いします。

日・カナダ社会保障協定に基づき、この協定の実施のために必要な場合には、交付された適用証明書に記載された情報を日本の実施機関からカナダの実施機関に提供することがあります。

申請書の記入方法

「㉓ 生年月日」:

年号について、該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

「㉔ 個人番号(または基礎年金番号)」:

個人番号を記入する場合は、個人番号カード、通知カード*または住民票の写しに記載されている12桁の番号を記入してください。

基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳等に記載されている10桁の番号を左づめで記入してください。

※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または同日前に正しく変更手続がとられている場合に限り、引き続き利用可能です。

「㉕ 日本国における被保険者住所」:

日本の現住所を記入してください。

適用証明書には日本年金機構に届出されている住所が表示されますが、別の住所の表示を希望する場合、住所変更届の提出が必要です。

なお、申請書と同時に住所変更届を提出された場合には、「備考」欄にその旨の記載をお願いします。

「㉖ 就労の形態」:

該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

「62」に該当する場合は、選択した項目に応じて、「備考」欄に次の内容を必ず記入してください。

○ 上記b. に該当する場合は、派遣開始前・終了後の雇用・居住(予定)状況を具体的に記入してください。

○ 上記c. に該当する場合は、具体的状況およびカナダの制度が適用されることによりどのような不利益を被るかを記入してください。この場合には、カナダの担当機関との協議が必要となる場合があります。この協議は、「備考」欄に記入している内容により個別に行われます。

なお、適用証明書を交付できるかどうかはカナダの担当機関との協議結果によります。

「㉗ 就労の開始予定年月日」および「㉘ 就労の終了予定年月日」:

カナダ国内において就労を開始する予定の年月日およびその就労を終了する予定の年月日を西暦で記入してください。

日・カナダ社会保障協定の発効日(2008(平成20)年3月1日)においてすでにカナダ国内で就労を開始している場合には、「㉗ 就労の開始予定年月日」を「2008年3月1日」として記入してください。発効日から派遣が開始されたものとして取り扱われます。